

所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年の介護報酬改定により、介護老人保健施設において利用者のニーズへの適切な対応を行う観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療行為について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年前年度の算定状況のご報告、公表を行ってまいります。

所定疾患施設療養費について

○所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状況が次の場合であること。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

○算定するにあたり、診断及び診断に至った根拠、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録へ記載すること。（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む）

○請求に際して、介護給付費明細書へ診療内容等を記載すること。

○当該加算の算定開始後は、毎年前年度の治療の実施状況について公表すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成 29 年度 長生園 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	13	8	6	7	13	10	8	5	9	6	3	3
日数	63	40	26	33	55	37	32	23	43	27	15	16

平成 29 年度 長生園 ユニット 所定疾患施設療養費 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	1	2	1	1	0	0	1	2	2	3	1	2
日数	5	11	5	5	0	0	5	8	7	16	5	9

平成 30 年作成

介護老人保健施設 長生園